

令和2年7月16日

学生・保護者 各位

学生主事

分散登校時の課外活動方針について

本校では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**分散登校時において課外活動原則禁止**としております。

一方、この程各種競技団体等から感染防止対策を徹底した方針を定めた上で公式試合の通知がされ、周辺高校の部活動も再開されているため、本校についても以下に定める活動再開の条件を満たせば、特例として活動再開を認めることとしました。

つきましては、課外活動方針について、今後の状況により適宜見直しを図り、変更においては学校公式ホームページに掲載しますのでご確認ください。

なお、今年度は新型コロナ感染対策により、健康診断を実施しておりませんので、ご家庭においては今まで以上にお子様の健康状態の把握について、ご留意頂きますようよろしくお願いいたします。

【課外活動再開の条件】

1. 顧問による実施計画書の提出

<様式1>感染拡大防止に係る課外活動実施計画書

顧問は計画書を月ごとに作成し根拠資料を添付した上、活動一週間前までに学生係に提出し、学生委員会の承認を受ける。

2. 活動のチェック

<様式2>チェックリスト

活動開始前及び終了後の様子を各項目について顧問が確認し、活動翌日速やかに学生係へ提出する。

3. 保護者の同意書の提出

<様式3>同意書

本校活動再開における感染防止対策方針および各競技・団体ごとの対応を示し、承諾を得ること。

【課外活動再開にあたって】

1. 特例要件

- ・加盟団体が主催する大会が基本となり、それ以外は学生委員会で審議する。
- ・オンライン上の活動は、顧問の参加を条件に認める。
- ・大会参加が伴わない活動は、原則認めない。

2. 根拠資料等の提出

- ・大会要項もしくはそれに類する資料。

3. 活動期間及び時間

- ・活動は大会開催日から2ヶ月前から行えることとし、申請書類はそれ以前に提出し、学生委員会の承認をもって再開すること。
- ・活動時間は、平日においては完全下校10分前まで、土日の練習は3時間程度とし、速やかな下校に努める。
- ・オンライン活動についても、活動時間は平日16時30分までとする。
- ・土日の活動については、7月18日以降の活動から許可をする。

4. 基本対策

- ・顧問及び指導者は、活動開始前後において学生及びその家族等体調不良者を確認する。
- ・活動開始時に発熱等が認められ、参加を不可とした場合は保護者に迎えを要請し、体調不良者は学友会館で待機をさせ、保健室または学生係へ連絡をすること。
- ・学外で活動中の場合は、間隔をとった場所で待機させるなど、状況に応じ判断をすること。
- ・土日における対応は前述同様とし、報告についてはメール等で速やかに知らせること。
- ・手洗いの励行、共有の道具類や施設について消毒等を施すなど、衛生管理に務めること。
- ・使用後のマスク・ペーパータオル等はビニール袋などを用意し、袋の口を絞り、所定のゴミ箱に廃棄するか、密閉の状態自宅で持ち帰るなど、感染防止に努めること。
- ・活動場所が室内の場合換気に努め、接触を避け距離をとった活動とし、体育館を使用する際は半面あたり15名以内で使用するなど、3密を防ぐことに努めること。
- ・更衣場所は、学生が密集しないよう、時間をずらす・入室人数を制限する・換気をするなど対策を施すこと。
- ・校舎内の各部屋については、授業で使用するところ以外は原則認めない。
- ・体育系の活動については、運動不足により身体に過度な負担がかかることが予測されるため、十分な準備運動を行うとともに、学生の怪我等に対しても十分に留意をすること。
- ・熱中症への対策を優先させ、15分に1度程度の休憩と水分補給を行い、マスクは健康被害が高いと判断をした場合は外させる等対策を講じること。
- ・土日の活動について、周辺地域において感染リスクが高まった場合、自主的に活動を取りやめる等対応する。

5. その他

- ・顧問は学生の居住地を把握し、遠方から来る学生に対しては、帰宅時間が混雑する時間帯にならないよう配慮をすること。